**○事件議決案**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件 | 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。〔放棄する債権〕・回収不能となった２３万７，２００円及び当該貸付金に係る遅延損害金 |
| ２ | 大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件 | 大阪府立藤井寺工科高等学校において発生した生徒のいじめに関して、民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。 |
| ３ | 特定事業契約変更の件（大阪府立高等学校空調設備更新事業） | 大阪府立高等学校空調設備更新事業契約（平成３１年３月１５日議決）契約期間の終期　　平成５３年３月３１日　　　　　　　　　→令和２４年３月３１日契約の相手方　　大阪スクールアメニティサービス株式会社 |

**○条例案**

| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例制定の件 | 大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校について、国家戦略特別区域法に基づく指定公立国際教育学校等管理法人に管理を行わせるため、法人が行う業務、法人の指定の手続等を定める。施行日：規則で定める日 |
| ２ | 大阪府立国際会議場条例等一部改正の件 | 大阪府立国際会議場等の利用料金について後納によることができることとする。施行日：令和３年４月１日〔関係条例〕　・大阪府立国際会議場条例　・大阪府立体育会館条例　・大阪府立門真スポーツセンター条例  |
| ３ | 大阪府立漕艇センター条例一部改正の件 | １　大阪府立漕艇センターの利用料金について後納によることができることとする。２　大阪府立漕艇センターにおける水道等の利用に係る料金を新たに設定する。　・水道　１艇　１５０円　等　　　施行日：令和３年４月１日 |
| ４ | 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件 | １　大阪府立臨海スポーツセンターの利用料金について後納によることができることとする。２　大阪府立臨海スポーツセンターにおけるフリースペースの利用に係る料金を新たに設定する。・フリースペース　１日　１４，５００円　　施行日：令和３年４月１日 |
| ５ | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | 　市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。・小学校　〔改正前〕　１７，７３５人　　　　　　　　　〔改正後〕　１７，７０１人・中学校　〔改正前〕　１０，０９２人　　　　　　　　　〔改正後〕　１０，１８７人・高等学校　〔改正前〕　　　　　２０人　　　　　　　　　〔改正後〕　　　　　１４人　　　　施行日：令和３年４月１日 |
| ６ | 大阪府立学校条例一部改正の件 | 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。・高等学校　〔改正前〕　　８，９９０人　　　　　　　　　〔改正後〕　　８，６９７人・特別支援学校　〔改正前〕　　５，４４１人　　　　　　　　　〔改正後〕　　５，４８９人　　　　施行日：令和３年４月１日 |